

令和 8 年熊本地震に伴い住家被害認定調査チームを派遣します（第 3 報）

令和 8 年熊本地震を受け、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」が適用され、指定都市市長会事務局から要請のあった対口支援に基づく職員派遣について、8 月 1 7 日（月）から 9 月 1 2 日（土）まで住家被害認定調査の支援のため宇城市に職員を派遣し、現地で活動を行っておりますが、宇城市から住家被害認定調査の支援のため追加派遣要請がありましたので、9 月 1 2 日（土）から 9 月 1 8 日（金）まで、追加の調査チームを派遣します。

1 追加派遣期間

令和 8 年 9 月 1 2 日（土）から 9 月 1 8 日（金）まで

2 派遣先

熊本県宇城市

3 派遣体制及び内容

- ・財政局税務担当職員で構成
 - ・9 月 1 2 日（土）から 9 月 1 8 日（金）まで、熊本県宇城市内において、1 チーム 6 名を派遣し、住家被害認定調査業務を行います。
- ※被災地の状況により支援内容や体制、派遣期間等に変更が生じる場合があります。

【参考】

広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画について

広域・大規模災害の発生当初において、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、基礎自治体として総合力を有する指定都市が緊密に連携を図り、被災地支援に取り組むことを目的に平成 2 5 年 1 2 月に策定したものです。

【問合せ先】

川崎市危機管理本部危機管理部企画担当 皆川
電 話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 4 7 8
内線 2 2 5 0 6